

平成 27 年 5 月 29 日

各 位

上場会社名 クリナップ株式会社
 代表者 代表取締役社長 井上 強一
 (コード番号 7955)
 問合せ責任者 取締役兼常務執行役員 島崎 憲夫
 (TEL 03-3894-4771)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 27 年 5 月 11 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部記載に誤りがございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛け表示をしております。

記

2. 変更の内容

訂正前

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

訂正後

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

以 上